

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>1 - 1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p><u>(3) 税関関係手数料令(昭和29年政令第164号).....手数料令</u></p> <p><u>(4) (省略)</u></p> <p><u>(5) (省略)</u></p> <p><u>(6) (省略)</u></p> <p><u>(7) (省略)</u></p> <p><u>(8) (省略)</u></p> <p><u>(9) (省略)</u></p> <p><u>(10) (省略)</u></p> <p><u>(11) (省略)</u></p> <p><u>(12) (省略)</u></p> <p><u>(13) (省略)</u></p> <p><u>(14) (省略)</u></p> <p>1 - 2 ~ 1 - 7 (省略)</p> <p>第2章 監視関連業務</p> <p>第1節 船舶・航空機入出港関係手続</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 6 (省略)</p> <p><u>(不開港出入の許可の申請)</u></p> <p><u>1 - 7</u></p> <p><u>(1) 外国貿易船等の船長等が、システムを使用して、不開港への出入の許可の申請を行う場合には、「不開港出入許可申請業務」により、不開港の名称、出入しようとする船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じ</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>1 - 1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (同左)</u></p> <p><u>(4) (同左)</u></p> <p><u>(5) (同左)</u></p> <p><u>(6) (同左)</u></p> <p><u>(7) (同左)</u></p> <p><u>(8) (同左)</u></p> <p><u>(9) (同左)</u></p> <p><u>(10) (同左)</u></p> <p><u>(11) (同左)</u></p> <p><u>(12) (同左)</u></p> <p><u>(13) (同左)</u></p> <p>1 - 2 ~ 1 - 7 (同左)</p> <p>第2章 監視関連業務</p> <p>第1節 船舶・航空機入出港関係手続</p> <p>1 - 1 ~ 1 - 6 (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p><u>て許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(3) (2)の規定による不開港出入の許可情報の登録は、不開港出入許可手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、船長等は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p><u>1 - 8 (省略)</u></p> <p><u>1 - 9 (省略)</u></p> <p><u>1 - 10 (省略)</u></p> <p><u>1 - 11 (省略)</u></p> <p>第2節及び第3節 (省略)</p> <p>第4節 旅具通関関係手続</p> <p>4 - 1及び4 - 2 (省略)</p> <p><u>(指定地外貨物検査の許可の申請)</u></p> <p><u>4 3</u></p> <p><u>(1) 輸出申告(積戻し申告を含む。)又は輸入申告を行った貨物の検査(旅具通関に係るものに限る。)を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請(旅具)業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(3) (2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p>	<p><u>1 - 7 (同左)</u></p> <p><u>1 - 8 (同左)</u></p> <p><u>1 - 9 (同左)</u></p> <p><u>1 - 10 (同左)</u></p> <p>第2節及び第3節 (同左)</p> <p>第4節 旅具通関関係手続</p> <p>4 - 1及び4 - 2 (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>4 - 4 (省略)</p> <p>第5節及び第6節 (省略)</p> <p>第3章 業務関連業務</p> <p>第1節及び第2節 (省略)</p> <p>第3節 通関手続</p> <p>(輸出申告)</p> <p>3 - 1</p> <p>(1)~(6) (省略)</p> <p><u>(7) システムを使用して行われた輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ通関担当部門に対して当該訂正についての申し出を行わせて後、当該輸出申告に係る「申告控情報」を「輸出申告控」として出力させ、当該輸出申告控に必要な訂正を行わせて、当該輸出申告に係る「許可・承認等通知情報」を「許可・承認等通知書」として出力したものを添付の上、これを提出することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>なお、訂正を認めた場合には、当該輸出申告について「原本訂正情報登録業務」を行う必要があるので留意する。</u></p> <p>3 - 2 ~ 3 - 8 (省略)</p> <p>第4節 通関関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 1 1 (省略)</p>	<p>4 - 3 (同左)</p> <p>第5節及び第6節 (同左)</p> <p>第3章 業務関連業務</p> <p>第1節及び第2節 (同左)</p> <p>第3節 通関手続</p> <p>(輸出申告)</p> <p>3 - 1</p> <p>(1)~(6) (同左)</p> <p><u>(7) システムを使用して行われた輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、次による。ただし、輸出者コード及び部門コード等は訂正できないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行わせることとなる。</u></p> <p><u>イ 輸出申告者に、輸出申告した際使用した端末機に保存される輸出申告情報呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより輸出申告変更事項の登録を行わせるものとする。</u></p> <p><u>ロ 上記イの規定により輸出申告内容の変更登録が行われたときは、税関官署に「申請等情報」が配信されるので、「申請内容情報照会業務」により訂正後の輸出申告情報を必要に応じ書面に出力の上審査を行い、訂正を認める場合はシステムを通じて輸出申告者に通知するものとする。</u></p> <p>3 - 2 ~ 3 - 8 (同左)</p> <p>第4節 通関関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 1 1 (同左)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>(指定地外貨物検査の許可の申請)</p> <p><u>4 - 1 2</u></p> <p>(1) <u>輸出申告(積戻し申告を含む。)又は輸入申告を行った貨物についての税関検査(旅具通関に係るものを除く。)を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請(商用貨物)業務」により、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>通関担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p>(3) <u>(2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 - 1 3</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 4</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 5</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 6</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 7</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 8</u> (省略)</p> <p><u>4 - 1 9</u> (省略)</p> <p><u>4 - 2 0</u> (省略)</p> <p><u>4 - 2 1</u> (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>4 - 1 2</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 3</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 4</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 5</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 6</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 7</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 8</u> (同左)</p> <p><u>4 - 1 9</u> (同左)</p> <p><u>4 - 2 0</u> (同左)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<u>4 - 2 2</u> (省略)	<u>4 - 2 1</u> (同左)
<u>4 - 2 3</u> (省略)	<u>4 - 2 2</u> (同左)
<u>4 - 2 4</u> (省略)	<u>4 - 2 3</u> (同左)
<u>4 - 2 5</u> (省略)	<u>4 - 2 4</u> (同左)
<u>4 - 2 6</u> (省略)	<u>4 - 2 5</u> (同左)
<u>4 - 2 7</u> (省略)	<u>4 - 2 6</u> (同左)
<u>4 - 2 8</u> (省略)	<u>4 - 2 7</u> (同左)
<u>4 - 2 9</u> (省略)	<u>4 - 2 8</u> (同左)
<u>4 - 3 0</u> (省略)	<u>4 - 2 9</u> (同左)
<u>4 - 3 1</u> (省略)	<u>4 - 3 0</u> (同左)
<u>4 - 3 2</u> (省略)	<u>4 - 3 1</u> (同左)
<u>4 - 3 3</u> (省略)	<u>4 - 3 2</u> (同左)
<u>4 - 3 4</u> (省略)	<u>4 - 3 3</u> (同左)
<u>4 - 3 5</u> (省略)	<u>4 - 3 4</u> (同左)
<u>4 - 3 6</u> (省略)	<u>4 - 3 5</u> (同左)
<u>4 - 3 7</u> (省略)	<u>4 - 3 6</u> (同左)

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
4 - 3 8 (省略)	4 - 3 7 (同左)
4 - 3 9 (省略)	4 - 3 8 (同左)
4 - 4 0 (省略)	4 - 3 9 (同左)
第 5 節 (省略)	第 5 節 (同左)
第 6 節 通関業法関係手続	第 6 節 通関業法関係手続
6 - 1 (省略)	6 - 1 (同左)
<u>(登録免許税の納付の手続)</u>	<u>(登録免許税の納付の手続)</u>
6 - 2 システムにより通関業の許可を受けた者は、通関業の許可の日から 20 日を経過する日までに、後記第 6 章の規定により、通関業の許可に係る登録免許税を納付しなければならない。	6 - 2 システムにより通関業の許可を受けた者の通関業の許可に係る登録免許税の納付の手続については、業法通達 3-10《登録免許税の納付手続》による。
6 - 3 ~ 6 - 1 0 (省略)	6 - 3 ~ 6 - 1 0 (同左)
第 7 節及び第 8 節 (省略)	第 7 節及び第 8 節 (同左)
第 4 章 調査保税関連業務	第 4 章 調査保税関連業務
第 1 節 (省略)	第 1 節 (同左)
第 2 節 保税作業関係手続	第 2 節 保税作業関係手続
2 - 1 ~ 2 - 1 2 (省略)	2 - 1 ~ 2 - 1 2 (同左)
<u>(製造用原料品等による製造の終了の届出)</u>	(新設)
2 - 1 3	
(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製	

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p><u>造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この章において「製造用原料品等」という。)</u>による製造の終了の届出を行う場合には、「<u>製造用原料品等製造終了届業務</u>」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)</p> <p>2 - 1 4</p> <p>(1) <u>製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、飼料製造用原料品による製造の終了の届出を行う場合には、「飼料製造用原料品製造終了届業務」</u>により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 - 1 5 (省略)</p>	<p>2 - 1 3 (同左)</p>
<p>2 - 1 6 (省略)</p>	<p>2 - 1 4 (同左)</p>
<p>2 - 1 7 (省略)</p>	<p>2 - 1 5 (同左)</p>
<p>2 - 1 8 (省略)</p>	<p>2 - 1 6 (同左)</p>
<p>2 - 1 9 (省略)</p>	<p>2 - 1 7 (同左)</p>
<p>2 - 2 0 (省略)</p>	<p>2 - 1 8 (同左)</p>
<p>2 - 2 1 (省略)</p>	<p>2 - 1 9 (同左)</p>
<p>2 - 2 2 (省略)</p>	<p>2 - 2 0 (同左)</p>

新	旧
<p>第3節 搬出入等関係手続</p> <p>3 - 1 ~ 3 - 1 0 (省略)</p> <p>(製造用原料品等の混合使用の承認の申請)</p> <p>3 - 1 1</p> <p>(1) 製造用原料品等の関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品等にこれと同種の他の原料品を混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等混合使用承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3 - 1 2 ~ 3 - 3 4 (省略)</p> <p>第4節 コンテナ関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 1 1 (省略)</p> <p>(コンテナの承認の申請)</p> <p>4 - 1 2</p> <p>(1) <u>製造後のコンテナにつき承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ個別承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p>(3) <u>(2)の規定によるコンテナの承認情報の登録は、コンテナの承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p>	<p>第3節 搬出入等関係手続</p> <p>3 - 1 ~ 3 - 1 0 (同左)</p> <p>(製造用原料品等の混合使用の承認の申請)</p> <p>3 - 1 1</p> <p>(1) <u>製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この節において「製造用原料品等」という。)</u>の関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品等にこれと同種の他の原料品を混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等混合使用承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 - 1 2 ~ 3 - 3 4 (同左)</p> <p>第4節 コンテナ関係手続</p> <p>4 - 1 ~ 4 - 1 1 (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>(コンテナーの設計型式による承認の申請)</p> <p>4 - 1 3</p> <p>(1) 本邦において製造するコンテナーにつき設計型式による承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナー型式承認申請業務」により、コンテナーの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(3) (2)の規定によるコンテナーの設計型式による承認情報の登録は、コンテナーの設計型式による承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</p> <p>4 - 1 4 (省略)</p> <p>4 - 1 5 (省略)</p> <p>4 - 1 6 (省略)</p> <p>4 - 1 7 (省略)</p> <p>第5節 (省略)</p> <p>第6節 <u>その他の保税関係手続</u></p> <p>6 - 1 ~ 6 - 4 (省略)</p> <p>第7節 ~ 第13節 (省略)</p> <p>第5章 <u>監視・業務・調査保税関連業務(その他の手続)</u></p> <p>第1節 <u>臨時開庁承認申請業務</u></p>	<p>(新設)</p> <p>4 - 1 2 (同左)</p> <p>4 - 1 3 (同左)</p> <p>4 - 1 4 (同左)</p> <p>4 - 1 5 (同左)</p> <p>第5節 (同左)</p> <p>第6節 <u>その他保税関係手続</u></p> <p>6 - 1 ~ 6 - 4 (同左)</p> <p>第7節 ~ 第13節 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(臨時開庁の承認の申請)</u> 1 - 1</p> <p>(1) <u>税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者が、システムを使用して、臨時開庁の承認の申請を行う場合には、「臨時開庁承認申請業務」により、申請者名、申請種別コード、申請の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>税関の担当部門は、税関の執務時間内に行われた臨時開庁の承認の申請について、臨時開庁承認申請情報(レコーダ)に基づき「臨時開庁承認申請一覧取出業務」を行い、審査を行った上、当該申請を承認しようとするときは承認情報を、不承認しようとするときは不承認情報を、それぞれシステムに登録するものとする。</u></p> <p>(3) <u>(2)の規定による臨時開庁の承認情報の登録は、臨時開庁承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定により申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p><u>なお、(2)の規定により、承認情報が登録された場合には第6章1 - 4の規定により保留が解除された時に「臨時開庁承認通知情報」が、不承認情報が登録された場合には直ちに「臨時開庁不承認通知情報」が、それぞれ(1)の申請を行った者に対して送信される。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(臨時開庁承認申請の訂正又は取消し)</u> 1 - 2</p> <p><u>システムを使用して行われた臨時開庁承認申請の後、税関により当該申請に係る「臨時開庁承認申請一覧取出業務」又は「臨時開庁承認業務」が行われるまでの間に、システムを使用して当該申請内容の訂正又は当該申請の取消しを行う場合には、「臨時開庁承認申請変更呼出業務」により当初の申請内容を呼び出して、訂正区分及び訂正を必要とする項目等必要事項をシステムに入力し、送信させることにより行わせるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第2節 臨時開庁手数料予納手続</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(臨時開庁の承認申請に係る手数料予納の承認の申請)</u> 2 - 1</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p>(1) <u>手数料令第 14 条第 1 項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、当該承認の担当部門に係る「手数料予納承認申請(臨時開庁)業務」により、申請者名、臨時開庁承認を行う税関官署、月平均の臨時開庁承認件数(過去 6 か月分)等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p>	
<p><u>(臨時開庁承認手数料の予納)</u> 2 - 2</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>手数料令第 14 条第 1 項の規定による臨時開庁承認手数料の予納の承認を受けた者が、システムを使用して、毎月分の見積額の納付を行う場合には、当該承認を行った担当部門に係る「手数料予納(臨時開庁)業務」により、申請者名、承認を受けた税関官署コード、予納承認申請受理番号等必要事項をシステムに入力し、送信させるものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の担当部門は、内容の確認を行った上、予納を行わせる場合には、システムを通じてその旨の情報を登録するものとし、後記第 6 章の規定により、予納手数料を電子的に納付させるものとする。</u></p>	
<p>第 3 節 証明書類交付申請手続</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(証明書類の交付の申請)</u> 3 - 1</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>税関の事務についての証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付の担当部門に係る「証明書類交付申請業務」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>(1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</u></p> <p>(3) <u>(1)の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p>なお、証明書類の交付は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税関に出力される領収済通知情報</p>	

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
<p><u>を確認した上で、窓口において書面により行うこととなるので、留意する。</u></p> <p>第6章 電子納付</p> <p>(納付情報の通知)</p> <p>1 - 1 システムを使用して行った申請等又は当該申請等に係る許可、承認等について、手数料又は登録免許税(以下この章において「手数料等」という。)の納付が必要となる場合には、システムを通じて、その納付すべき手数料等に係る納付番号、確認番号及び収納機関番号(以下「納付情報」という。)が配信されるので、留意する。</p> <p>(手数料等の電子納付)</p> <p>1 - 2 前項の規定により納付情報の通知を受けた場合には、当該納付情報に係る手数料等の納付の方法は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、当該納付情報を入力して納付する方法によらなければならない。</p> <p>(納付の事実の確認)</p> <p>1 - 3 前項の規定により、手数料等の納付が電子的に行われた場合には、当該手数料等を領収した金融機関から、システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信され、手数料等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報によりシステムによって自動的に行われるので、留意する。</p> <p>(保留された情報の自動登録)</p> <p>1 - 4 税関の担当部門によりシステムを通じて行われた許可、承認等に係る情報の登録が、手数料等の納付が行われていないことによりシステムによって一時保留されている場合において、当該手数料等の納付の事実について前項の確認がされたときは、当該保留は、システムにより自動的に解除されることとなるので、留意する。</p> <p>第7章 インボイス関連業務</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 インボイス関連業務</p>

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて)

新	旧
1 - 1 ~ 1 - 15 (省略)	1 - 1 ~ 1 - 15 (同左)